

	御意見の概要	御意見に対する総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省の考え方
1	<p>意見内容</p> <p>本改正案に対し 以下の 3 点の理由から反対 あるいは慎重な見直しを求めます</p> <p>第一に 消火性能の安全性確保に対する懸念です 規制対象となる PFAS 含有泡消火薬剤は 大規模火災において極めて高い消火能力と再燃防止効果を有しています 代替として推奨されるフッ素フリー薬剤が ガソリンやケミカル火災等の過酷な現場において 従来の薬剤と同等以上の即応性および安全性を担保できるのか 現場レベルでの実証データが不十分な段階での完全移行は 消防活動の現場にリスクを転移させる恐れがあります</p> <p>第二に 移行に伴う莫大な経済的負担です 消火器や貯蔵タンクの洗浄薬剤の廃棄、そして高価な代替薬剤への入れ替えは 特に地方自治体の消防部局や中小規模の事業所にとって大きな財政圧迫となります 国による具体的な財政支援策や 既存設備の再利用に関する緩和措置が明文化されない中での基準強化には承服しかねます</p> <p>第三に 廃液処理体制の未整備です 既存の薬剤を廃棄する際 環境負荷を最小限に抑えつつ適正に処理できる施設は限られており 全国一斉の切り替えが始まれば 処理コストの高騰や不法投棄のリスクを招きかねません</p>	<p>第一について</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表 P F O S 又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令は第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）の使用を禁止するものではなく、第一種特定化学物質等取扱事業者が第一種特定化学物質等を取り扱う場合に従うべき技術上の基準を定めたものです。</p> <p>第二について</p> <p>御意見につきましては、今後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の運用における参考とさせていただきます。</p> <p>第三について</p> <p>廃棄物として処理を行う際の御意見と考えられ、本省令案の措置内容に係る御意見ではないため、回答は差し控えさせていただきます。</p>

	<p>以上の通り 環境保護の重要性は理解するものの 防災上の安全担保と経済的妥当性が不十分であるため 本改正案の即時適用には強く反対します</p> <p>理由</p> <p>第一に 代替薬剤の消火性能に関する公的な実証データの不足</p> <p>第二に 更新コストに関する激変緩和措置および公的助成の欠如</p> <p>第三に PFAS 含有廃棄物の広域処理体制が十分に構築されていない現状</p>	
2	<p>昨年のパブリックコメントで、PFOS と PFOA の基準値に関するものがありました。PFOS と PFOA を足した値が 50ng/L とありました。</p> <p>今回新たに PFHxS が第一種特定化学物質に指定される事により、基準値が必要になると思われませんが、その場合、「PFOS と PFOA と足して〇〇 ng/L」のようになるのでしょうか？</p> <p>たとえると、今回のパブリックコメントの資料にもあったように、今後も新たに追加される物質が出てきた時、煩雑になるので、PFOS と PFOA に関しても、「足して 50ng/L」は見直した方が良いのではないかと思います。</p> <p>この際なので、成分単体での基準に定め直しては如何でしょうか。</p>	<p>化審法における第一種特定化学物質は含有率による適用除外がありません。そのため、ペルフルオロ（ヘキサン—スルホン酸）関連物質を化審法第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質として定めるにあたって基準値は定めていません。</p> <p>なお、ご指摘の PFOS 及び PFOA の基準値等については、内閣府食品安全委員会の評価書の耐容一日摂取量（TDI）を踏まえ、令和 7 年 2 月から 3 月にかけて実施しましたパブリックコメントを経て、水道水質基準の基準値及び水環境の指針値が 50ng/L として設定されています。評価書において示された TDI は PFOS、PFOA それぞれの値であり、計算上は、PFOS、PFOA の基準値及び指針値をそれぞれ 50 ng/L と設定することも考えられましたが、より安全性を見込む観点から、PFOS と PFOA の合算で 50ng/L としたものです。PFHxS 等については、水道水の要検討項目、水環境の要調査項目に位置付けられ、毒性評価や存在状況等の知見を収集しているところです。</p>
3	<p>第一種特定化学物質になるならば基準値が必要になりむすよね？基準値と、その数値の算定根拠を教えてください。</p>	<p>化審法における第一種特定化学物質は含有率による適用除外がありません。そのため、ペルフルオロ（ヘキサン—スルホン酸）関連物質を化審法第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質として定めるにあたって基準値は定めていません。</p>